

宇部市 SDGs 私たちの未来共創補助金（地域枠）

令和 8 年度 募集要領

[募集期間]： 令和8年4月1日（水） ～ 令和8年6月26日（金）

1 補助金の目的

この補助金は、SDGs（持続可能な開発目標（2015年国際連合本部「持続可能な開発サミット」採択））の達成に向けて、特に、誰もが安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域づくりのために、地域課題の解決につながる、先進的かつ市内どの地域においても活用が可能となる取組に対し補助金を交付するものです。

2 補助対象者

各地区コミュニティ推進協議会等の構成団体

3 補助の対象となる事業

次の要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 宇部市内において実施される事業であること。
- (2) 先進的かつ市内どの地域においても活用が可能である事業であること。
- (3) 地域のデジタル化または地域の担い手確保の推進等、地域課題の解決につながる事業であること。
- (4) 新規の事業、もしくは、既存の事業に新たな視点や工夫を加えたものであること。
- (5) 補助事業の終了後も、継続的な取組が見込める事業であること。
- (6) 補助金の交付決定以降に着手し、令和9年2月末までに完了する事業であること。

4 補助の対象外となる事業

- (1) 政治、宗教又は思想活動を目的とする事業
- (2) 本市又は国、県等の公的機関から補助等を受けている又は受ける予定のある事業
- (3) その他補助を行うことが不相当と認められる事業

5 補助金額

1 補助対象事業あたり、補助対象経費の 10/10 とし、300,000円を限度額とする。

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、千円未満の端数は切り捨てます。

※申請の受付期間中に1つの団体が複数の事業を申請することはできません。

6 募集事業数

2事業程度 (予算の範囲内による)

7 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、下記の表のとおりとします。

費目	内容	備考
謝金	外部講師・外部従事者への謝礼金	団体構成メンバーへの謝金は対象外
旅費	外部講師・外部従事者の旅費、団体構成メンバーの旅費	使用者、日付、行先、交通手段が明確なものに限る。(公共交通機関)事業遂行に伴うものに限る。
委託費	団体では実施が困難な業務(会場設営、デザイン等)の委託費	企画・運営など事業の中心部分の委託は不可
印刷製本費	コピー代、写真プリント代、ポスター・パンフレットの印刷代	
使用料	会場・施設の使用料、機材・器具借上料、駐車場料金	会場・施設の冷暖房費も対象となる。
消耗品費	事務用品、書籍購入費、材料費、その他消耗品費に対する費用	
保険料	活動上必要となる保険の掛金	
通信料	郵送費、切手・はがき代	
その他	上記以外で、補助事業の実施に必要であると認められるもの(個別に審査)	

※対象外となる経費

- ・食糧費及び接待費： 飲食、接待等に係る経費等
- ・人件費： 団体構成員に対する人件費・謝礼等
- ・備品購入費： 事務処理用のパソコン、タブレット端末、カメラ、机・椅子等の事務所用備品等
- ・施設運営管理費： 事務所に係る家賃、賃貸料、保証金、敷金、仲介料、光熱水費等
- ・通信費等(インターネット料金、携帯電話、固定電話使用料)
- ・雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- ・自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のため

の弁護士費用

- 補助対象となる経費のうち、補助金の交付決定日前に購入若しくは契約したもの、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの

※その他、定めのない経費の支出については、個別に審査します。

※私的使用による経費と事業に係る経費が明確に区別できないものについては、補助対象外となります。

8 申請方法

申請を希望する団体は、下記に基づき書類を提出してください。

(1) 提出書類

(※様式は募集サイトからダウンロードしてください)

- ① (様式第1号) 交付申請書
- ② (様式第1号の2) 事業計画書
- ③ (様式第1号の3) 収支予算計画書
- ④ その他事業説明に関係する資料(任意): ※パワーポイントで作成した資料等

(2) 提出方法: 電子メール

(1通あたりのメールの容量が10MB以下となるように送信をお願いします。)

(3) 提出先: 宇部市市民環境部 市民活動課

アドレス: siminkd@city.ube.yamaguchi.jp

(4) 提出締切: 令和8年6月26日(金) 午後5時

※申請書類を提出後は、到着確認のため市民活動課(0836-34-8233)まで、電話連絡をお願いいたします。

9 質問の受付

- 受付期間: 令和8年4月8日(水) ~ 令和8年6月12日(金)
- 受付方法: 電子メールでの受付のみ

※回答については本人宛に返信するとともに、質問の内容についてはサイト上で公開いたします。

10 補助事業の決定

補助事業の選定は、提出いただいた書類を基に以下の通り審査・選考します。

(1) 審査方法等

- 審査: SDGs補助金(地域枠)審査会委員による書面審査
- 審査方法: 審査基準に基づく審査表による採点

- ・選考方法：基準点を満たす申請事業の中から予算の範囲内で得点上位から採択候補を選定します。

(2) 審査基準

以下の項目に視点を置いて審査します。

項目	審査の視点
課題認識	<input type="checkbox"/> 地域の抱えている課題を的確に把握しているか。
組織体制	<input type="checkbox"/> 事業を実施する上で、団体の組織的な活動ができる体制が整っているか。
先導性	<input type="checkbox"/> 地域活動に対する意識の向上や人材の確保・育成が期待できる内容となっているか。
独自性	<input type="checkbox"/> 事業内容に独自性があるか、又は既存の取組に新たな視点が入れているか。
普遍性	<input type="checkbox"/> 市内各地区への普及が期待できる内容か。 <input type="checkbox"/> 事業終了後も継続的な取組が期待できるか内容か。
参画性	<input type="checkbox"/> 他団体や地域社会等のステークホルダーとの協働が期待できるか。 <input type="checkbox"/> 市民が主体的に事業に参加しやすい内容となっているか。

(3) 結果通知

補助の可否及び補助額について、申請者宛に文書で通知するとともに、補助事業者名、事業内容、交付決定金額については宇部市のホームページ上で公表します。

1 1 補助金の交付

- ・補助金の交付は事業終了後、実績報告書等の提出後になります。
ただし、事業の実施上必要な場合、交付決定後に、交付決定額を上限に補助金を概算でお支払いします。
- ・補助金の請求にかかる書類は郵送にて提出してください。
[提出先] 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市市民環境部 市民活動課 宛
- ・補助金の請求に必要な書類は以下のとおり
 - (1) 通常払を希望される場合（実績報告書等の提出後）
(様式第9号) 交付請求書
 - (2) 概算払いを希望される場合
 - ① 交付決定後の概算払い時
(様式第9号の2) 交付概算払請求書
 - ② 事業完了後の精算払い時

※実績報告終了後、補助金額が確定した後に請求していただくことになります。

(様式第9号の3) 交付概算払精算書

(様式第9号の4) 交付精算払請求書

※補助金額の確定後、精算手続きにより残金が生じた場合、速やかに精算残額を返納していただきます。

1 2 実績報告

補助事業が完了したときは、以下の実績報告を提出してください。

(1) 提出書類

- ① (様式第7号) 実績報告書
- ② (様式第7の2) 事業報告書
- ③ (様式第7の3) 収支決算書
- ④ 事業内容が分かる資料 (パンフレットや写真など)
- ⑤ 領収書

・実績報告に添付いただく領収書は原本、又はコピーとします。

・領収内容、日付、宛名が不明確な場合は、補助対象外となります。

<対象外の例>

- ・「商品代 計 5,000 円」のみ記載された領収書
- ・領収者の押印・住所記載のない領収書 など

(2) 提出締切： 事業完了後 14 日以内

(3) 提出方法： 郵送

(4) 提出先： 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市市民環境部 市民活動課 宛

1 3 その他

(1) 補助事業の計画内容の変更等

補助事業として交付決定を受けた事業内容を、やむを得ず変更(中止)しようとする時は、関係書類を添えて市へ提出してください。

<提出書類>

(様式第4号) 事業計画変更申請書

(様式第6号) 事業中止届

(2) 交付の決定の取り消し

次のいずれかに該当した場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助金決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返納していただきます。

- ① 補助事業団体が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助事業団体が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

- ③ 補助事業団体が交付要綱又は補助金の交付決定の内容等に違反したとき。
- ④ 補助事業団体が事業中止届を提出したとき。
- ⑤ その他市長が適当でないと思えたとき。

14 報告会の開催（令和8年2月中旬予定）

補助事業者の取組・成果等の市内への普及を図るため、補助事業に採択された団体には、市が示す項目（取組概要・成果・課題など）の要点を整理し、市が開催する「報告会」においてプレゼン等を行っていただく予定です。

15 スケジュール（まとめ）

以下のとおり

- ① 募集（申請）期間 ： 令和8年4月1日（水） ～ 令和8年6月26日（金）
- ② 質問の受付 ： 令和8年4月8日（水） ～ 令和8年6月12日（金）
- ③ 審査（書面審査） ： 令和8年7月1日（水） ～ 令和8年7月10日（金）
- ④ 交付決定及び通知 ： 令和8年7月15日（水）
- ⑤ 事業開始 ： 令和8年7月15日（水）
- ⑥ 事業報告会 ： 令和9年2月中旬予定
- ⑦ 事業終了期限 ： 令和9年2月末までに完了のこと
- ⑧ 実績報告書等の提出 ： 事業終了後14日以内に提出
- ⑨ 交付額確定 ： 実績報告書の提出後、提出された書類等を確認し、市が確定します。
- ⑩ 請求書の提出（精算） ： 交付額の確定後、市に提出していただきます。
- ⑪ 支払い ： 請求書提出後30日以内

【問い合わせ先】

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市市民環境部 市民活動課

（電話）0836-34-8233 （FAX）0836-22-6016

（E-mail）siminkd@city.ube.yamaguchi.jp